

富里市社会福祉協議会中期経営計画
(令和5年度(令和6年2月)～令和8年度)



さとしくん

富里市社会福祉協議会

マスコットキャラクター

社会福祉法人富里市社会福祉協議会

はじめに・・・

この度、「富里市社会福祉協議会中期経営計画」を策定しました。

この計画は、社会情勢の変化を加味し、地域福祉の中心的存在である社会福祉協議会の組織の経営基盤や推進体制を強化すること、また課題に対して計画的に取り組むとともに、「第3次富里市地域福祉活動計画」と連携して事業を推進することを目的としています。

今日、少子高齢化や人口減少の進展に加え、急速な情報通信技術の多角化による情報格差も加わり、地域間での課題や家族の在り方、働き方にも大きな影響が出ています。さらに、地域における住民のニーズや地域生活課題も多様化や複合化するだけでなく、対応困難な事例も多く見受けられる状況です。特に課題解決のために重要な担い手不足が懸念され、地域のさまざまな人たちが活動できる仕組みづくりや高齢者等の活動の場の確保、さらには担い手の育成が求められています。国の施策においても、「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が進められています。

これらのことは、社会福祉協議会への期待が一層高まっているものと理解し、富里市社会福祉協議会としましても、しっかり受け止めなければなりません。「地域でつながり守りあう、人にやさしく元気で暮らせるまち」を基本理念として、地域住民や関係機関・団体と手を携え、地域福祉活動に欠かせない存在となることができるよう役職員一同で努めてまいりますので、みなさまのより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年1月

社会福祉法人富里市社会福祉協議会
会 長 宮 川 朱 実

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨		
1	策定の背景	…	1
2	計画策定の必要性	…	5
3	計画の期間	…	5
第 2 章	計画の目指すもの		
1	富里市社会福祉協議会が目指す方向性	…	6
2	推進目標	…	7
第 3 章	推進目標・推進項目の展開		
	推進目標 1 財政基盤の確立	…	9
	推進目標 2 人材育成	…	15
	推進目標 3 組織体制の充実・強化	…	19
第 4 章	計画の進行管理・評価等		
1	計画の進捗管理	…	27
2	進捗管理の具体的な流れ	…	27

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の背景

(1) 国・全国社会福祉協議会の動向

社会福祉法人たる社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定され、他の社会福祉法人よりも厳密にその組織運営が定められています。全国社会福祉協議会においてモデル定款、定款細則等を示し、さらには福祉ビジョン2011・2015を発表し、新しい課題に向き合う社会福祉法人等の責任と使命を明確にしています。

さらに平成29年、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正により、社会福祉法の一部が改正され、「地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る」ことが明記されました。同時に、国及び地方公共団体は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとしています。

また令和2年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業などが創設されました。

全国社会福祉協議会は、平成29年6月「社協・生活支援活動強化プラン」―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン―を発表、さらに同年12月「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」を発表しました。「強化方針」は、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」に向けた各社協の事業・活動を進めるためのアクションプランとして 1. アウトリーチの徹底、2. 相談・支援体制の強化、3. 地域づくりのための活動基盤整備、4. 行政とのパートナーシップを挙げ、各社協の地域性と地域の生活課題等及び事業・活動の現状とともに、地域づくりのための事業・活



動の展開などの社協本来の役割を踏まえた取り組みのさらなる推進を図ることを目指しています。

また、令和2年7月には、社会福祉法人制度改革や地域共生社会の実現に向けた制度改正、令和2年に成立した社会福祉法の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による地域生活課題の変化等を踏まえ、市区町村社協経営指針第2次改定が示されました。

(2) 富里市社会福祉協議会の状況

富里市社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）は、昭和54年の設立以来、社会福祉法に定める地域福祉の中核的な団体として、地域住民や地区社会福祉協議会、関係機関・団体と連携・協働し、地域福祉を推進してきました。

令和元年度をもって介護保険事業から撤退したものの、ささえ愛サロンの実施や、令和3年度から基幹相談支援センターの受託、地区社協担当制の導入、また令和4年度から中部西地域包括支援センターの受託、ささえ愛サービスの立上げ、マスコットキャラクターの制定、さらに各種SNSの導入などに努めました。

また、平成24年度当協議会では初めての中期計画である地域福祉活動計画を行政の計画である地域福祉計画とともに策定し、現在第3次計画を推進しています。当該計画では「地域でつながり守りあう、人にやさしく元気で暮らせるまち」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進に努めています。

しかしながら、令和元年の台風に際しては、災害ボランティアセンターの重要性を痛感したところであり、市との協定、また関係機関等との協定締結を経て令和4年度にようやくその運営訓練の実施に至りました。

さらに新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、ウィズコロナをベースとした地域福祉活動の新たな展開が求められるところです。

(3) 当市及び当市社会福祉協議会の概要

ア 当市の概要

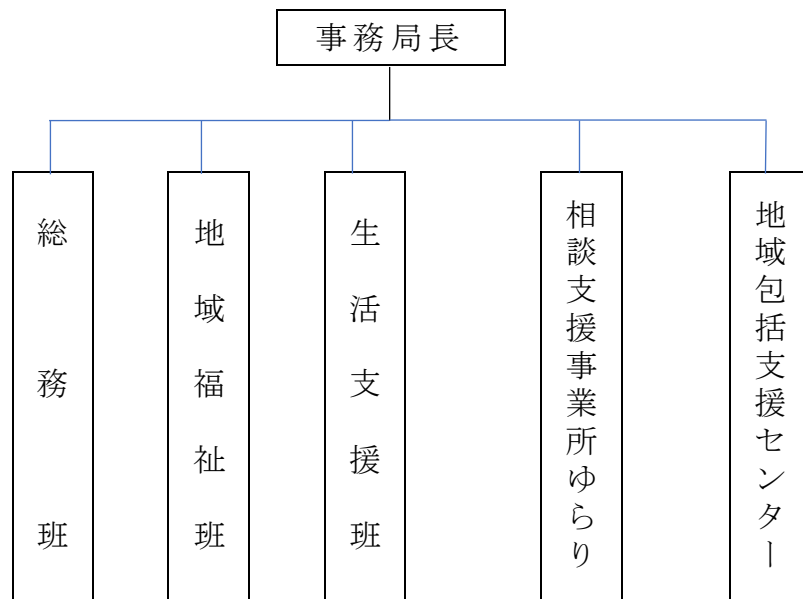
年度	R 2	R 3	R 4	R 5
人口	50,163	49,645	49,352	49,291
世帯数	23,812	23,716	23,853	24,290
65歳以上人口	13,856	14,179	14,362	14,486



高齢化率（％）	27.6	28.6	29.1	29.4
自治会数	110	111	114	115
自治会加入世帯数	11,373	11,209	11,113	10,948
老人クラブ数	17	16	15	15
老人クラブ加入者数	634	581	518	481
児童数	2,249	2,200	2,125	2,078
生徒数	1,144	1,156	1,155	1,116
民生委員・児童委員数	62	62	61	60
主任児童委員数	6	6	6	6
生活保護世帯数	444	435	459	482
障害者数	2,128	2,171	2,204	2,327
	身体障害者手帳	1,359	1,346	1,337
	療育手帳	412	431	442
	精神保健福祉手帳	357	394	425
高齢者のみ世帯数	2,504	2,514	2,533	2,546
独居高齢者世帯数	2,145	2,213	2,255	2,328
ひとり親世帯数	461	466	457	457
外国人住民数	2,853	2,622	2,602	2,954

イ 当市社会福祉協議会事務局の概要

○ 組織体制（令和5年4月1日現在）



○ 役員の内訳

理事 10 人（うち会長 1 人、副会長 2 人、業務執行理事 1 人）
 監事 2 人 評議員 23 人

○ 職員（各年度 4 月 1 日現在）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
正規職員数	7	10	10	14
嘱託職員数			1	1
臨時・非常勤	7	4	6	7
有資格者	4	7	14	16
社会福祉士	2	4	8	10
介護福祉士	1	1	2	2
精神保健福祉士	-	1	1	1
ケアマネ	1	1	3	3
C S W 修了者	6	7	6	7

※ 臨時・非常勤は移送運転及び不定期を除く。

※ 有資格者は、重複あり。

※ C S W 修了者は、各年度中の修了者を含む。

○ 決算の状況

年度	R 2	R 3	R 4
事業活動収入	83,926,196	89,261,102	132,633,749
内			
一般会費	3,423,110	3,595,360	3,576,870
経常経費補助金	35,908,818	38,614,845	49,184,264
受託金	29,726,568	26,947,024	33,505,954
経常経費寄付金	472,494	372,237	525,798
事業活動支出	81,616,691	91,084,859	124,177,690
内			
人件費	60,111,154	66,627,227	91,109,150
事業活動資金収支差額	2,309,505	△1,823,757	8,456,059
当期資金収支差額	△3,228,494	989,930	6,433,930
当期末支払資金残高	10,528,265	11,518,195	17,952,125



2 計画策定の必要性

中期経営計画は、地域福祉活動計画に沿って地域福祉を推進するに当たり、その実現のために必要な経営・組織基盤の強化の取り組みについて定める計画です。また、民間組織でありながらも社会福祉法に規定される高い公益性・公共性を有する社会福祉法人として求められる、持続的かつ安定的な経営及び自立した運営のための財源確保、組織運営の透明性の確保、新たな事業展開の方向性等について定めるとともに、組織改革や意識改革を図る計画となります。

これまで、市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な組織として住民参加を求めながら様々な事業・活動に取り組んできました。今日、市区町村社協は、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められています。

このような状況の中で、当協議会がめざすべき方向とは何なのか、果たすべき役割とは何なのか。当協議会には地域福祉計画・地域福祉活動計画に示した基本理念、基本目標はあるものの、当協議会自体がどこを向いているのか示すものがない状況となっています。

以上のことから、当協議会の基本理念、そして事業運営・組織運営の方針を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務に関する具体的な取り組みを示す必要があります。

また、「市区町村社協経営指針」（第2次改定版）に対応するものとして、従来の「社協発展・強化計画」から「中期経営計画」と名称を変更し、「市区町村社協中期経営計画策定の手引き」が令和5年3月に示されたところでもあります。

3 計画の期間

従来の社協発展・強化計画は3年から5年の中期経営計画として策定すべきものとされています。また、前述のとおり、地域福祉活動計画の実現を担保するための計画との性格を持つことから、ここで策定する計画の期間は、本市地域福祉計画・地域福祉活動計画と終期を合わせることにし、令和6年2月から令和8年度までの約3年間とします。



第2章 計画の目指すもの

1 富里市社会福祉協議会が目指す方向性 (基本理念と経営理念)

○ 基本理念

～ 地域でつながり守りあう、
人にやさしく元気で暮らせるまち ～

第3次富里市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）では、「市民、関係機関、団体など富里市に関わるみんなが地域の中でのふれあいを通して、人と人との『つながり』を育みながら、互いに助け合うことにより、誰もが安心できる愛着の持てる富里市をつくりあげていきます。」としており、第3次富里市地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）においても、地域福祉推進の方向性を共有する必要があると考え、同じ基本理念を設定しました。

当協議会では、この方向性を踏まえ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざし、福祉のまちづくりの推進に取り組んでいるところです。中期経営計画においても、共通するものと定め、「地域でつながり守りあう、人にやさしく元気で暮らせるまち」を目指してまいります。

○ 経営理念

第3次富里市地域福祉計画、富里市地域福祉活動計画では、基本目標として①ふれあい・支え合いが実践できる環境づくり ②安全・安心・健康に暮らせる環境づくり ③福祉サービスの充実 ④地域福祉推進体制の強化 を掲げています。これら目標を推進するため、社協の経営理念を次のとおりとします。

① 顔の見える社協を目指し、自立した経営をめざす

社協の認知度を高めるとともに、顔の見える親しい関係を市民と築くことにより、会費等の自主財源の確保に努めます。

② 地域で活躍できる人材の育成

中・長期的な計画をもって、専門性はもとより組織経営力を持つ職員の育成に努めます。



- ③ 地域生活課題に対応可能な組織経営
複雑・多様化する地域生活課題、また、市民の求める社協活動に対応できる組織経営を目指します。
- ④ 制度のはざまを無くし、誰もが安心できる相談支援体制の構築
相談支援機能を最大限に生かし、地域の総合的な相談窓口として、市民との懸け橋を担います。

2 推進目標

推進目標 1 財政基盤の確立

安定した運営には、会費や共同募金、収益事業の拡充は必要不可欠であり、使途の明確化、広報等のみならず事業や活動を通じて理解を促進するとともに、当協議会に求められる役割と責任を果たし、健全な財政基盤、法人運営を目指します。

推進目標 2 人材育成

複雑化・複合化する地域生活課題を解決するための支援を重層的・総合的に提供できるよう、これまで取り組んできている事業、活動、ネットワーク等が断片的にならないよう連携して地域づくりを進め、包括的な相談や支援を展開できる体制整備に必要な人材の確保・育成に努めるとともに、職員一人ひとりが意欲を持って働くことができるよう職場の活性化を図ります。

また、経営者として役員がその役割を担うため、研修会などを通じて資質の向上をめざします。

推進目標 3 組織体制の充実・強化

社協は、住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉事業所、行政などと協働し、地域福祉活動を展開する地域の民間団体の中核となる組織であるとともに、市民団体などが主体的に行う地域福祉活動を支援する役割を担う組織です。公共性、専門性、自主性を併せ持ちながら、その求められる役割と責任を果たすために当協議会の組織体制の充実に努めます。

また、重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援や地域福祉の取組を活かし、市や関係機関と地域住民等がより綿密に連携するこ



とで、課題解決力や支援効果を高める基盤づくりを進めるものであることから、実施に向け、さらなる連携協力に努めます。

富里市社会福祉協議会中期経営計画体系図

推進目標	項目	取組の方向
1 財政基盤の 確立	(1) 会費及び会員の拡大	○理解の促進
		○一般会員の拡大
		○賛助会員等の拡大
	(2) 共同募金運動の強化	○理解の促進
		○街頭募金・イベント募金の拡大
		○拡充に向けた研究・企画
	(3) 新たな財源の確保	○公的財源の確保
		○事業拡充による収入の確保
	2 人材育成	(1) 計画的な研修
○職員研修の実施		
(2) 人事考課制度の効果的な運用		○目標管理制度の定着
		○計画的な人事配置及び人材確保
(3) 地区社会福祉協議会における人材育成		○地区社会福祉協議会への支援
3 組織体制の 充実・強化		(1) 組織体制の強化
	(2) 地域福祉推進体制の強化	○地域での活動を支援する体制の整備・強化
		○連携体制の構築・強化
	(3) 危機管理体制の強化	○緊急時の体制確立
		○災害ボランティアセンターの充実



第3章 推進目標・推進項目の展開

推進目標1 財政基盤の確立

1 取組の方針

安定した運営には、会費や共同募金、収益事業の拡充は必要不可欠であり、使途の明確化、広報等のみならず事業や活動を通じて理解を促進するとともに、当協議会に求められる役割と責任を果たし、健全な財政基盤、法人運営を目指します。

2 推進項目及び取組の方向

(1) 会費及び会員の拡大

当協議会では、会員募集計画を策定し、年会費を次の区分により協力いただいています。

一般会員	500円	(一般世帯に対し、支部ごとに依頼)
団体会員	5,000円	(趣旨に賛同いただける団体に依頼)
賛助会員	3,000円	(趣旨に賛同いただける役員等に依頼)
協力会員	1,000円	(趣旨に賛同いただける個人に依頼)
サポーター会員	8,000円	(趣旨に賛同いただいた法人等に依頼 広報紙に2色刷りで1回紹介)
	10,000円	(趣旨に賛同いただいた法人等に依頼 広報紙にカラー刷りで1回紹介)

各自治会等を支部として一般会員の募集を行っていますが、令和4年度の納入率は64.4%と、ご協力いただけない支部や一部のみ協力の支部、また令和4年度自治会加入世帯は、全世帯の45.5%と自治会への未加入世帯の増加などが課題となっています。また、その他の会員についても固定化され、横ばいの状況が続いています。

コロナ禍においては活動を自粛していたことなど社会福祉協議会の認知度不足は否めない状況であり、令和4年度中にマスコットキャラクターの作成・周知、SNSの活用、また広報紙・ホームページの見直しに着手したところですが、引き続き市民の理解を促進し、協力を得られるよう努めてまいります。なお、前述のサポーター会



員は、この広報紙の見直しに伴い、新たに設けたものです。

① 理解の促進

富里市地域福祉計画策定時のアンケートでは、社会福祉協議会の名前も活動も知らないという人が約3割を占めています。広報紙やホームページなどを通じ、福祉情報の発信や事業のPRに努めてまいります。

◆具体的な取組

SNS等を活用した情報発信力の向上による理解促進			
広報紙、ホームページを基軸に、令和4年度から運用を開始したSNSを有効活用し、福祉情報の発信、事業のPRを図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—————→			
継続実施			
出張講座等による理解の促進			
地域へ出向いての社協事業に係る講座を企画・実施し、事業のPRを図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—————→		—————→	
検討		実施	

② 一般会員の拡大

自治会未加入世帯の増加や協力いただけない自治会などに理解を得ることは長年の懸案です。また、コロナ禍においては、支部長会議での説明機会がありませんでした。各支部に対しては引き続き丁寧に説明してまいります。

◆具体的な取組

会員（会費）募集方法の研究・検討			
自治会未加入世帯に対し、広報紙、ホームページ以外に広く呼び掛ける方策について検討してまいります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—————→			
継続実施			



未加入自治会への働きかけ			
分かりやすい資料の調整や各自治会へ出向いての説明など、引き続き丁寧な説明に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—————→			
継続実施			

③ 賛助会員等の拡大

継続して協力いただいている団体会員、賛助会員の皆様にも引き続き丁寧な説明をしていくとともに、新規開拓についても働きかけていきます。

◆ 具体的な取組

事業を通じた関係づくり			
社協事業への参加者や地区社協事業に参加する皆様に社協の説明を行うなど、協力が得られるよう努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—————→			
継続実施			

(2) 共同募金運動の強化

共同募金については、戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金及びその他募金として実施しています。戸別募金については、会員及び会費同様、各支部を通じて協力いただいていることから、同様の状況となっています。街頭募金・イベント募金については、駅の無い本市においては、これまで福祉まつり等において実施するのみでしたが、令和4年度、市内スーパー等と小中学校のご理解・ご協力を得て、またマスコットキャラクターの着ぐるみを活用し、新たに6店舗で実施することができました。


しかしながら、今後も自治会未加入世帯など、広く理解を求めていく必要があります。

① 理解の促進

共同募金が地域を良くするための募金であることや、その用途等のPR活動を行っていきます。




◆ 具体的な取組

SNS等を活用した情報発信力の向上による理解促進			
<p>広報紙、ホームページを基軸に、令和4年度から運用を開始したSNSを有効活用し、募金の趣旨やその活用方法についてPRを図ります。</p>			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			
継続実施			

② 街頭募金・イベント募金の拡大

前述のとおり令和4年度は6店舗及び秋まつりで実施しましたが、より多くの店舗また小中学校の理解、協力を得て実施していきます。


◆ 具体的な取組

街頭募金の拡充			
<p>協力店舗の発掘、またより多くの児童・生徒の協力を得て実施していきます。</p>			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			
拡充実施			

③ 拡充に向けた研究・企画

令和2年度より募金箱設置事業所の開拓やお礼品の設定等行ってきましたが、協力いただけない自治会等へは引き続き丁寧な説明等を実施していきます。また、法人募金について、コロナ禍を起点に訪問を取りやめましたが、より多くの法人に働きかけていきます。

◆ 具体的な取組

協力を得られない自治会への働きかけ			
<p>分かりやすい資料の調整や各自治会へ出向いての説明など、引き続き丁寧な説明に努めます。</p>			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			
継続実施			



法人募金の働きかけ			
新たな協力法人の発掘のための方策を検討・実施していきます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→	→	→
検討	実施		

(3) 新たな財源の確保

当協議会では、福祉関連における社会資源の不足から訪問介護事業及びケアマネ事業を行っていましたが、近年の社会資源の拡充が進んだことから赤字経営となり、これら事業を廃止した経緯があります。

自主財源の確保は長年の懸案事項であり、市委託事業の積極的な受託に努めるとともに、令和3年度からは、実績はまだありませんが、社会福祉士の資格取得のための実習生の受入れを行う体制を整え、令和4年度には広報紙、ホームページへの有料広告の検討を行い、広報紙については令和4年度中サポーター会費としての試行に至りました。引き続き経常経費の節減など経営的な観点をもって事業の実施にあたります。

① 公的財源の確保

市からの運営費補助金については積算根拠どおりに交付されない状況が続いていますが、安定的に確保できるよう市との交渉力を強化しつつ努めていきます。また、委託事業については、自主財源の確保につながらないものもあることから、契約内容の見直しを行っていくとともに、安定的、継続的な受託に努めます。

◆ 具体的な取組

補助金、受託金の確保、見直し			
安定的、かつ継続的な補助金、受託金の確保に努めるとともに、契約内容の見直しに努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→	→	→
継続実施			



② 事業拡充による収入の確保

実習生の受入れ体制を整えたもののまだ実績がなく、また、法人後見についても現在2件であることから、関係機関との連携やPRに努めるなど事業の推進に努めていきます。

◆ 具体的な取組

実習生の受入れ			
社会福祉士資格取得のための実習の積極的な受入れに努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
継続実施			
法人後見受任の推進			
法人後見について、そのPRに努めるとともに、関係機関とも連携し、受任の推進に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
継続実施			
寄付金の確保			
社協活動のPRとともに、寄付につながる環境の整備に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→		
検討	実施		
新たな財源の検討			
マスコットキャラクター「さとしくん」の有効活用など、自主財源確保に向けて、継続的に研究・検討していきます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
研究・検討			



推進目標 2 人材育成

1 取組の方針

関係法令の改正を始めとする国の動向、また、住民の抱える課題も複雑、多様化している中、職員の知識や技術はより一層高度かつ専門性が求められています。また、本会の組織を構成するうえで、正職員の管理職への登用など、将来を見据えた計画的な人材育成、人材確保が必要となっています。

当協議会は、事務局長を除き令和2年4月正職員6名でしたが、令和4年4月には12名に急増し、令和5年4月にはさらに1名増員となりました。また、富里市社会福祉協議会での正職員としての勤務年数が5年を超えるものが4名しかおらず、年齢層も30～40歳台に偏っているものの、人件費の多くが補助金等公的財源によるところが大きいため、採用に当たっては市との協議を要するところです。

これらを踏まえ、今後の職員配置、管理職への登用など十分に検討していきます。

正職員の状況（R5.4.1）

年代	勤務 5年 未満	勤務 5～9 年	勤務 10年 以上
20	2	0	0
30	4	1	0
40	2	0	2
50	1	0	1

※事務局長（派遣）を除く。

2 推進項目及び取組の方向

(1) 計画的な研修

複雑多様化する地域課題や個々の生活課題など、住民の多様なニーズにこたえるために必要な人材の確保及び専門性を高める人材育成を図るとともに、職員一人ひとりが意欲を持って働くことができるよう職場の活性化を図ります。

また、経営者として役員がその役割を担うため、研修会などを通じて資質向上をめざします。

① 役員研修の実施

役員研修の位置付けはあるものの計画的に実施されていないのが現状ですが、令和2年度には新規理事に対する研修、令和3年



度及び4年度は本発展・強化計画策定のための研修を実施したところです。今後計画的に研修を実施し、役員がそれぞれの役割を担い、一層の資質の向上を図ります。

◆ 具体的な取組

計画的な研修の実施			
役員研修計画を策定・実施し、役員のさらなる資質の向上及び情報周知を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
検討		実施	
理事会における委員会設置			
理事会に調査・研究のための委員会を設置し、さらなる活性化を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
検討		実施	

② 職員研修の実施

令和4年度当初において、正職員の中に社会福祉士7名、精神保健福祉士1名、(主任)介護支援専門員3名(重複あり)の有資格者がいます。また今後資格を取得しようとする職員もいますが、当協議会としての研修計画等がないのが実状で、必要に応じて研修を受けています。

複雑・多様化する住民ニーズに対応するため、また、急激な組織の拡大にも対応するため、研修計画等を定め、基本的な職員の能力向上とともに専門性の向上を図ります。

◆ 具体的な取組

CSW研修の計画的な受講			
地域福祉推進のために重要な研修であるCSW研修を、原則全ての正職員が受講するよう努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
継続実施			



専門性向上のための研修への積極的な参加			
研修計画等を定め、計画的に専門研修を受講し、専門知識・技術の向上を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→ 検討	→ 実施		→
計画的な研修の実施			
職員研修計画を策定・実施し、職員のさらなる資質の向上及び情報周知を図ります。職員としての基本的事項やハラスメント、人権に係る研修に参加するほか、職員による職員のための研修会・勉強会を実施します。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→ 検討	→ 実施		→
資格取得等支援			
事務事業の執行上有為な資格を取得等した場合の経費の一部を助成するなど、要綱を定め、自己研鑽を促進します。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→ 研究・検討	→	→ 実施	→

(2) 人事考課制度の効果的な運用

高度化、多様化する住民ニーズに的確に応え、期待される社協活動を展開していくためには、業務能率の一層の向上を図り、職員の能力を最大限に活用していく必要があります。このため人事考課制度を導入し、当協議会の将来を見据えた人づくりに照準を当て、職員の能力開発や意欲の高揚、職場の活性化を図ります。

① 目標管理制度の定着


目標管理制度は、社会経済情勢の変化やそれに伴う福祉需要の複雑高度化、加えて経営主体としての社協活動のさらなる向上を図る、限られた財政状況から投入できる人材や財源に制約がある中で、増加する事務量を処理するため常に事務の見直しを図り改



善を進める、職員が組織人として自己の役割を認識し自らが考え創意工夫し事業を推進することを通じて、組織への参加意欲の高揚、能力開発・伸長を図ることを目的としています。

当協議会では、令和3年度に業績評価として試行的に導入しましたが、これを定着させ、職員の意欲を高揚し、業務を効果的かつ効率的に行っていきます。


◆ 具体的な取組

人事評価制度の効果的な運用			
業績評価、勤務評価を効果的に実施し、職員と上司との面接を通じて、人材育成を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			
継続実施			

② 計画的な人事配置及び人材確保

令和5年度から事務局の体制として、総務班、地域福祉班、生活支援班としています。前述のとおり職員も増えていますが、年齢や経験年数に偏りがあり、組織を構成、活性化する上においても計画的な職員採用及び管理職への登用が必要となってまいります。市と協議を重ね、理解を得ながら適正な人事配置、人材確保を進めていきます。

◆ 具体的な取組

計画的な人事配置及び人材確保			
市と継続的に協議を重ね、適正な人事配置、人材確保に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			
継続実施			

(3) 地区社会福祉協議会における人材育成

昨今の福祉関係法令等の改正に伴い、ますます地域に求められる期待と役割が大きくなっています。このような中、地区社会福祉協議会では役員の高齢化、後継者不足の状況にあります。地区社会福



祉協議会に対する様々な支援を行うことにより、人材育成、人材確保に努めます。

① 地区社会福祉協議会への支援

令和3年度より地区社会福祉協議会会長会議を隔月ではありますが定例化し、また千葉県社会福祉協議会が主催する小域地域福祉フォーラム助成にも1地区ではありますが活用を図りました。引き続きこれら支援を行うことにより、活性化を図り、もって人材の確保に努めます。

◆ 具体的な取組

小域地域福祉フォーラムの実施			
地域福祉活動計画では令和4年度から2地区ずつ実施する計画ですが、令和4年度新たに実施する地区はありませんでした。当該計画どおり令和8年度までに全ての地区に設置するよう努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
継続実施			
会長会議の月例化			
地区社会福祉協議会会長会議を月例化し、情報交換、情報共有に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
隔月実施	毎月実施		

推進目標3 組織体制の充実・強化

1 取組の方針

市区町村社会福祉協議会は、住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉事業所、行政などと協働し、地域福祉活動を展開する地域の民間団体の中核となる組織であるとともに、市民団体などが主体的に行う地域福祉活動を支援する役割を担う組織です。公共性、専門性、自主性を併せ持ちながら、その求められる役割と責任を果たすために当協議会の組織体制の充実に努めます。



2 推進項目及び取組の方向

(1) 組織体制の強化

今日、市区町村社協は、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮するよう求められています。このような中、当協議会では、令和2年7月の市区町村社協経営指針（第2次改定）をふまえ、民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性を併せ持つ地域福祉の推進を図る団体として地域住民から信頼される組織づくりを目指します。

① 法人運営体制の強化

令和3年度に基幹相談支援センターの受託、兼務ではありますが業務執行理事の配置、令和4年度には中部西地域包括支援センターの受託、令和5年度には権利・擁護部門の独立設置と、運営体制の強化に努めてきました。引き続き連携・協働の場として地域住民の複雑・多様化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みを多様な関係者と協働してつくることを目的に、具体的な事業展開を図ることのできる体制の整備に努めます。

◆ 具体的な取組

役員・職員間の連携強化			
理事等役員と職員との接点が希薄であることから、情報の共有等連携を強化し、役職員一体となった運営に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→ 検討		→ 実施	
情報発信体制の強化			
当協議会の周知を図るため様々な媒体を活用することに努めていくため、職員個々の情報発信力の強化に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→ 継続実施			



ICTの活用			
各種電子申請の有効利用やオンライン会議の開催など業務の電子化・効率化のため、ICTの活用に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
継続実施			
後見支援センターの設置			
権利擁護に特化したセンターを設置し、各関係機関と連携し、ニーズの早期発見に努めるとともに、中核機関の受託、法人後見事業の推進につなげます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
検討		実施	
保証機能、死後事務等の支援策の構築			
身寄りのない人や親族からの支援が受けられない事情がある人等に対応するため、身元保証や死後事務などの支援策を研究・検討します。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
検討		実施	
移送サービスの拡充			
増加傾向にある利用者に対応するため、車両の増、受付・配車等業務を行う職員を確保し、移送サービスの拡充に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
継続実施		拡充実施	



ボランティアセンター事業の充実			
定年退職後のシニアをはじめ、ボランティア事業の充実のため、コーディネーター機能の充実を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
継続実施		拡充実施	
サルビア号の有効活用			
感染症が拡大する前のように利用が元に戻りつつありますが、継続して運転手の確保に努め、更に高齢者の外出支援など有効活用を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→		→	
研究・検討		実施	
職階の見直し、検討			
組織の拡充に合わせ、管理職登用など職責に見合った職階について検討し、順次実施していきます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→		
研究・検討	順次実施		

(2) 地域福祉推進体制の強化

複合化・多様化する地域生活課題の対応に向けて、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、企業、さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、目指す地域の姿を共有し、それぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう、連携・協働の場の創出・活性化に取り組みます。

① 地域での活動を支援する体制の整備・強化

昨今の福祉関係法令等の改正に伴い、ますます地域に期待が寄せられる中で、住民参加、住民主体による地域福祉活動が安定して積極的に展開されるよう地域を支援する体制の強化に努めます。



◆ 具体的な取組

地区（社協）担当職員の配置			
<p>令和2年度から地区社協担当職員を配置していますが、一職員が複数の地区社協を担当している状況です。これを、一人一地区とし、さらに当該地区全体を担当することとします。また、担当職員間の連携を強化します。</p>			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→	→	→
継続実施	拡充実施		
活動拠点の確保に関する検討			
<p>現在各地区社協の活動拠点は、各地区の状況により異なりますが、専ら利用できる拠点がなくない状況です。拠点といえる場所の確保について検討していきます。</p>			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→	→	→
継続検討			

② 連携体制の構築・強化

市区町村社協は、連携・協働の場の役割を十分に発揮し、地域のあらゆる関係者の参加と協働のもとに、地域住民の立場に立って地域生活課題を共有しながら、地域住民が主体的に地域生活課題について考え、できるだけ身近な地域の中でそれを解決できる体制や仕組みを作っていくことが求められています。さらに、これらを重層的に支援していくための中核的な組織として、その仕組みづくりに努めます。



◆ 具体的な取組

基幹相談支援センターの機能強化			
各事業所における専任の相談支援専門員は少なく、相談も複雑化、多様化、個別化しています。市外を含めて相談支援事業所との連携を強化し、各事業所の対応力の向上を図ります。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
随時実施			
相談体制の強化			
重層的支援に向け、関係各機関等との連携を強化し、相談支援事業所、中部西地域包括支援センターのみならず事務局職員においてもなんでも相談、断らない相談の実施に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
体制強化			
NPO法人、社会福祉法人等とのネットワークの構築			
地域福祉推進の中核的組織として、連携を強化し、ネットワークの構築に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→	→	→
研究・検討	随時実施		

(3) 危機管理体制の強化

富里市地域防災計画に、災害ボランティアセンターの設置・運営は当協議会の担当とされています。しかし、これまで災害ボランティアセンターを立ち上げたことはありません。

令和元年台風15号を契機として、災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、市との協定締結、関係機関との支援協定の締結を令和2年度から3年度にかけて実施し、令和4年度初めての災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施しました。

また、福祉センターは福祉避難所として指定されていることから、緊急時の体制について、整備、強化を図ります。



① 緊急時の体制確立

定期的な災害備蓄品の確認や計画的な訓練の実施が必要であることから、緊急時の体制を確立し、災害等に備えます。

◆ 具体的な取組

職員の参集			
緊急時の職員参集体制を確立します。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
検討・実施			
事業継続体制の整備			
定期的に災害備蓄品の確認とマニュアルの見直しを実施するとともに、事業継続計画について検討します。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→	→	→	→
検討・実施	随時実施		
各協定団体との連携強化			
関係機関との協定を締結していますが、緊急時に備え、日頃からの連携に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
継続実施			

② 災害ボランティアセンターの充実

災害ボランティアセンター立上げ・運営訓練を令和4年度に初めて実施したところでは、これを受けて、マニュアルの見直し、訓練の実施、備品購入など計画的に実施し、災害に備えます。

◆ 具体的な取組

訓練の実施			
令和4年度に初めて実施した訓練を教訓に、マニュアルを見直すとともに計画的な訓練の実施に努めます。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			
随時実施			



備品の整備			
市と連携し、必要な備品について計画的に購入します。			
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
→			→
随時実施			



第4章 計画の進行管理・評価等

1 計画の進捗管理

本計画の進行管理に当たっては、「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

2 進捗管理の具体的な流れ

計画期間の年度終了ごとに、各項目に対する進捗管理の評価を当協議会内にて行ったうえで、その内容を「理事会」に報告し、進捗状況の把握と総合的な評価を実施するとともに、課題や改善事項に関する意見や助言などを求めていきます。

